

島根県報

号外第一二二号
平成十五年二月二十五日
(火曜日)

公安告示

類路の交通に関する規程の一部改正

目次

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第22号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年2月25日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
	乃木福富町189番地2先		自動車専用道	終日	西進禁止
	乃木福富町189番地2先		自動車専用道	終日	西進禁止
	東津田町1729番地7先		松江道路上り自動車専用道	終日	西進禁止

東津田町2143番地8先 自動車専用道路上り流出部分

車両 終日 西進禁止

乃木福富町189番地2先 上り自動車専用道路流入合流点（オンランプ）

車両 終日 北西進禁止

乃木福富町731番地19先 下り自動車専用道路流入合流点（オンランプ）

車両 終日 南東進禁止

浜乃木六丁目32番20号先 下り自動車専用道路流入合流点

車両 終日 南東進禁止

朝日町472番地2先 JR松江駅南口広場ロータリー

車両 終日 南進禁止

を削る。

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
	八雲村大字日吉333番地149先	230メートル	車両（路線バスを除く。）	土曜・日曜・休日を除く 午前7時から午前8時30分まで	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
八雲村大字日吉333番地149先 北西交差点から同村大字東岩坂3番地8先 東側要害橋南方交差点までの間	230メートル	車 両 (路線バス・軽車両)を除く。	土曜・日曜・休日を除く 午前7時30分から午前8時30分まで	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の三成警察署の部に多郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
「横田町大字八川3089の2番地先 国鉄木次線下三井野原踏切道		大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	
仁多町大字三成869番地3先 矢谷踏切道		車 両 (軽自動車・小特・軽車両及び2輪のものを除く。)	終 日	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
横田町大字八川3089番地2先 JR木次線下三井野原踏切道	9メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
仁多町大字三成869番地3先 矢谷踏切道	10メートル	車 両 (軽自動車・小特・軽車両及び2輪のものを除く。)	終 日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
桜江町大字川越地内 国鉄三江線坂本踏切道		白 動 車 (自動二輪車、軽自動車、軽自動車及び小型特殊を)除く。	終 日	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日 時	摘 要
桜江町大字川越地内 JR三江線坂本踏切道	10メートル	二輪の自動車以外の自動車 (軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)	終 日	

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の部中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
宍道町大字白石3398番地4先 山陰自動車道(尾道松江線)宍道バスストップ本線車道上り線流入口		自動車	終日	

を削る。

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
鹿島町大字恵曇町509番地1先 恵曇漁協卸売市場入口交差点橋梁部分の東側道路の北詰入口から5メートルの間の町道	北行	5メートル	車両(軽車両を除く。)	終日	

別表第3(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所)の高速道路交通警察隊の部中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘 要
玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造インターチェンジ本線車道への流出入口路分岐点から松江市乃白町801番地先松江玉造インターチェンジ本線車道上り車線流入口までの間の一般国道9号「自動車専用道路(松江道路)」松江玉造インターチェンジ本線車道上り車線流入路	西行	455メートル	自動車	終日	

乃白町971番地先 松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流出口から八束郡玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造インターチェンジ本線車道への流出入口分岐点までの間の一般国道「自動車専用道路(松江道路)」松江玉造インターチェンジ本線車道下り線流出路	東行	545メートル	自動車	終日	
---	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造インターチェンジ本線車道への流入路分岐点から同771番地28先 松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流入路までの間の山陰自動車道松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流入路	東行	515メートル	自動車	終日	
--	----	---------	-----	----	--

玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流出口から同771番地12先 松江玉造インターチェンジ本線車道への流出口分岐点までの間の山陰自動車道松江玉造インターチェンジ本線車道下り車線流出路	西行	275メートル	自動車	終日	
--	----	---------	-----	----	--

を

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘要
八束郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から松江市乃白町801番地先 松江玉造イソターチェンジ本線車道上り車線流入口までの間の一般国道 9 号松江道路	西行	455 メートル	自動車	終日	Cラ ンプ
松江市乃白町971番地先 松江玉造イソターチェンジ本線車道下り車線流出口から八束郡玉湯町大字布志名771番地2先 山陰自動車道流出路との合流地点までの間の一般国道 9 号松江道路	東行	545 メートル	自動車	終日	Dラ ンプ
八束郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から同771番地28先 松江玉造イソターチェンジ本線車道下り線流入口までの間の山陰自動車道松江玉造イソターチェンジ本線車道下り線流入路	東行	515 メートル	自動車	終日	Aラ ンプ
八束郡玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イソターチェンジ本線車道上り線流出口から同771番地12先 松江道路下り線合流地点までの間の山陰自動車道松江玉造イソターチェンジ本線車道上り線流出路	西行	275 メートル	自動車	終日	Bラ ンプ

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
鹿島町大字恵曇町509番地 1 先 恵曇漁協卸売市場入口交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
大森町イ 346番地先 東側三差路	1	
大森町イ 346番地先 西側交差点	1	
久手町波根西23番地 4 先 三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の温泉津警察署の部迦摩郡の項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
仁摩町大字大國町1005番地先 三差路	1	
仁摩町大字大國町622番地 1 先 下中市橋東詰三差路	1	
温泉津町大字小浜イ 540番地 1 先 温泉津警察署先交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
邑智町大字粕洲93番地先 粕洲小学校正門前	2	
邑智町大字粕洲93番地先 粕洲小学校西方交差点	3	
邑智町大字粕洲178の 1 番地先 邑智町役場入口三差路	1	
瑞穂町大字市木2026番地先 瑞穂インターチェンジ入口三差路	3	
川本町大字川下3138番地 5 先 玉繰橋東詰三差路	1	

に改める。
別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第22条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の高速道路交通警察隊の部中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘 要
玉湯町大字布志名771番地12先 松江玉造インターチェンジ本線車 道への流出入路分岐点から同771 番地 2 先 松江玉造インターチェ ンジ本線車道上り車線流入口まで の間の山陰自動車道松江玉造イン ターチェンジ本線車道上り車線流 入路	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引②を除 く。)	終 日	515 メートル	Aラ ンゾ
玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造インターチェンジ本線車 道下り車線流出口から同771番地 12先松江玉造インターチェンジ本 線車道への流出入路分岐点までの 間の山陰自動車道松江玉造イン ターチェンジ本線車道下り車線流 出路	40キロ メートル	車 両 (緊急自動 車、けん 引②を除 く。)	終 日	275 メートル	Bラ ンゾ
玉湯町大字布志名771番地 2 先 松江玉造インターチェンジ本線車 道への流出入路分岐点から松江市 乃白町801番地先 松江玉造イン ターチェンジ本線車道上り車線流 入口までの間の一般国道 9 号「自 動車専用道路 (松江道路)」松江 玉造インターチェンジ本線車道上 り車線流入路	40キロ メートル	自 動 車	終 日	455 メートル	Cラ ンゾ

報 告 根 拠

乃白町971番地先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道下り車線流出口から八東郡玉湯町大字布志名771番地2先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道への流出入路分岐点までの間の一般国道9号「自動車専用道路(松江道路)」松江玉造イソクターチェンジ本線車道下り車線流出路	40キロメートル	自動車	終日	545メートル	Dラソプ
---	----------	-----	----	---------	------

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限 日	区間距離	摘要
八東郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から同771番地28先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道下り車線流入路までの間の山陰自動車道松江玉造イソクターチェンジ本線車道下り車線流入路	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、けん引②を除く。)	終日	515メートル	Aラソプ
八東郡玉湯町大字布志名771番地29先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道上り線流出口から同771番地12先 松江道路下り線導流地点までの間の山陰自動車道松江玉造イソクターチェンジ本線車道上り車線流出路	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、けん引②を除く。)	終日	275メートル	Bラソプ

八東郡玉湯町大字布志名771番地12先 松江道路上り線と山陰自動車道流入路との分岐点から松江市乃白町801番地先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道上り車線流入口までの間の一般国道9号松江道路	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、けん引②を除く。)	終日	455メートル	Cラソプ
--	----------	----------------------------	----	---------	------

松江市乃白町971番地先 松江玉造イソクターチェンジ本線車道下り車線流出口から八東郡玉湯町大字布志名771番地2先 山陰自動車道流出路との合流地点までの間の一般国道9号松江道路	40キロメートル	車 両 (緊急自動車、けん引②を除く。)	終日	545メートル	Dラソプ
--	----------	----------------------------	----	---------	------

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
末次本町82番地先	交差点		北	詰
末次本町11番地先	交差点		南	詰

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
大森町イ346番地先	東側三差路		南	詰

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の温泉津警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
仁摩町大字大國町1005番地先 三差路	西 詰	
仁摩町大字大國町622番地 1 先 下中市橋東詰三差路	西 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
邑智町大字粕洲93番地先 粕洲小学校西方交差点	西詰・南詰	
川本町大字川下3138の 5 番地先 玉繰橋北方三差路	西 詰	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
邑智町大字粕洲80番地 2 先 南東交差点	西詰・南詰	
川本町大字川下3138番地 5 先 玉繰橋北東詰三差路	北西詰	

に改める。

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察署の部邑智郡の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
石見町大字矢上6000番地先 石見町役場前交差点	南詰・北詰	

を削る。

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所）の川本警察署の部邑智郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
邑智郡大字粕洲168番地先 邑智町役場南西三差路	3	
瑞穂町大字市木2026番地先 瑞穂インター入口交差点	1	

毎週火・金曜日発行

平成十五年二月二十五日印刷
平成十五年二月二十五日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)